

令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定委託事業者選定評価基準

1 目的

この基準は、令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定事業委託に係る契約候補者を選定するために行う評価について、必要事項を定めるものである。

2 選定審査委員会

令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定事業委託に係る公募型プロポーザルの参加者から提出された業務実績や提案書等に対する選定審査委員会を以下のとおり開催する。

(1) 審査（プレゼンテーション）

参加者によるプレゼンテーションを行い、提出された会社概要等整理表及び提案書等、プレゼンテーションの内容について審査し、評価点の合計の上位から契約候補者及び次順位者を決定する。※結果が僅差であっても異議申し立ては受け付けない。

① 日時： 令和 5 年 9 月 29 日 13 時 30 分（予定）

② 場所： 宇佐市役所本庁2階25会議室

③ プレゼンテーションの時間

企画提案20分以内、質疑応答10分程度、準備・片付け5分以内

1事業者につき、30分程度を予定

※参加者には別途詳細を記した通知を選定審査委員会開催前までに電子メールにて通知する。

3 選考方法及び得点配分について

(1) 契約候補者の選考

① 参加者から業務実績や提案書等の提出を受け、評価基準に基づき審査を行う。

② 契約候補者の選考については、以下の評価分類を指標とし、評価点の合計の最も高い者を契約候補者として決定する。次点の者を次点候補者とする。

一次審査

提案書等の提案内容及びプレゼンテーションの提案内容から評価する。

算出方法は、別紙 「評価基準表」 のとおりとする。

③ 必須項目欄に記載の点数を満たさない項目がある場合は失格とする。

④ 最低基準点（評価点（満点）の60%）を下回る場合は、失格とする。

(2) 評価分類の配点

別紙 「評価基準表」 のとおりとする。

(3) 最高得点者が2者以上あった場合の契約候補者の選定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、それぞれの評価項目ごとに得点を比較し、得点の高い項目が多い者を契約候補者とする。それでも決定しない場合は、くじ引きにより契約候補者を決定する。